

## 社会福祉法人東海村社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人東海村社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程（令和２年４月１日制定）の全部を改正する。

（目的及び適用範囲）

第１条 この規程は、社会福祉法人東海村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第１０条及び第２５条の規定に基づき、次に掲げる評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- （１）会長
- （２）常務理事
- （３）評議員
- （４）理事（会長，常務理事を除く）
- （５）監事

（会長及び常務理事の報酬）

第２条 会長及び常務理事の受ける報酬は、月額報酬，通勤手当とする。  
ただし、週１回勤務の会長においては月額報酬のみとする。

２ 前項の月額報酬の額は、別表１に掲げる額とし、通勤手当については職員の例による。

（評議員及び理事の報酬）

第３条 評議員及び理事の報酬は、１日につき３，０００円とする。

２ 村の職員を兼ねる評議員及び理事には報酬を支給しない。

（監事の報酬）

第４条 監事の報酬は、監査１日につき１０，０００円を支給する。

２ 監事が理事会等の会議に出席した際は、１日あたり３，０００円を支給する。

（報酬の支給等）

第５条 会長及び常務理事の報酬の支給方法及び支給期日については、職員の例による。

2 評議員及び理事並びに監事の報酬は、半期につきまとめて支払うものとする。

3 前2項に掲げる報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(役員等の費用弁償)

第6条 役員等がその職務を遂行するために旅行したときは、その旅行について旅費として費用を弁償する。

2 前項の規程により支給する旅費の額は、東海村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年東海村条例第67号)及び東海村職員等の旅費に関する条例(昭和54年東海村条例第6号)を準用し、別表2に掲げる職に相当する職名の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

3 費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 費用弁償の支給方法及び支給期日については、職員の例による。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規程は、令和3年6月24日から施行する。ただし、第2条については、令和3年7月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

職名	勤務形態	月額報酬	備考
会長	週 1 回	50,000 円	
	常勤	400,000 円以内で 会長が別に定める額	週 5 日かつ 1 日当たり 7.75 時間勤務
	非常勤	270,000 円以内で 会長が別に定める額	週 4 日かつ 1 日当たり 6.5 時間勤務
常務理事	非常勤	240,000 円以内で 会長が別に定める額	週 4 日かつ 1 日当たり 6.5 時間勤務

別表 2 (第 6 条関係)

職 名	相当する職
会長	村長
副会長・常務理事・監事	副村長
評議員・理事	一般職